

令和6年2月 5日 開会
令和6年2月 日 閉会

令和6年第1回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

承認第1号	令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて	P 1
承認第2号	令和5年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて	P 15
議案第1号	江差町手数料条例の一部を改正する条例について	P 27
議案第2号	令和5年度江差町一般会計補正予算（第13号）について	P 31
議案第3号	工事請負契約の締結について	P 45

承認第1号

令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて

令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

能登半島地震災害派遣（珠洲市）に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和6年1月10日

江差町長 照井 誉之介

令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）

令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,960,683千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
消防費	災害対策費	能登半島地震災害派遣(珠洲市)	3,644					3,644	
計			3,644					3,644	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 交 付 税		2,675,191	3,644	2,678,835
	1 地 方 交 付 税	2,675,191	3,644	2,678,835
合 計		6,957,039	3,644	6,960,683

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9消	防	259,812	3,644	263,456
	1消	259,812	3,644	263,456
歳	出	6,957,039	3,644	6,960,683
	合			
	計			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,675,191	3,644	2,678,835
歳入合計	6,957,039	3,644	6,960,683

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9消	防	259,812	3,644	263,456
	1消	259,812	3,644	263,456
歳	出	6,957,039	3,644	6,960,683

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
10 地方交付税	2,675,191	3,644	2,678,835
1 地方交付税	2,675,191	3,644	2,678,835
1 地方交付税	2,675,191	3,644	2,678,835
歳入合計	6,957,039	3,644	6,960,683

単位：千円

節		説明
区	分	
1	地方交付税	3,644 普通交付税

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9 消防費	259,812	3,644	263,456				3,644
1 消防費	259,812	3,644	263,456				3,644
4 災害対策費	8,699	3,644	12,343				3,644
歳出合計	6,957,039	3,644	6,960,683	0	0	0	3,644

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	1,000	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当 700 300
8	旅費	1,535	職員旅費
10	需用費	974	消耗品費 燃料費 食糧費 300 440 234
11	役務費	40	通信運搬費 その他
13	使用料及び賃借料	35	高速道路利用料外
17	備品購入費	60	Wi-f 機器

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		20,976	7,866 4.50			291	7,892	37,025	5,849	42,874
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	その他の特別 職	348	15,031							15,031		15,031
	計	363	41,497	20,976	13,161			291	7,892	83,810	14,277	98,087
補正額	長 等											
	議 員											
	その他の特別 職											
	計											
補正後	長 等	3		20,976	7,866 4.50			291	7,892	37,025	5,849	42,874
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	その他の特別 職	348	15,031							15,031		15,031
	計	363	41,497	20,976	13,161			291	7,892	83,810	14,277	98,087

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	95		349,163	241,263	590,426	113,695	704,121	
補正額				1,000	1,000		1,000	
補正後	95		349,163	242,263	591,426	113,695	705,121	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	9,285	6,664	75,744	62,420	12,631	27,648	2,098	6,429
補正額							700			
補正後	9,285	6,664	75,744	62,420	12,631	28,348	2,098	6,429	6,500	
内 訳	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合費 (千円)	備 考				
	補正前			445	30,601					
	補正額			300						
補正後			745	30,601						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	110	74,910	105,613	38,083	218,606	36,282	254,888	
補正額								
補正後	110	74,910	105,613	38,083	218,606	36,282	254,888	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前			18,553			9,207	3,084	
補正額										
補正後				18,553		9,207	3,084			750
内 訳	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合費 (千円)	備 考				
	補正前			10,659						
	補正額									
補正後				10,659						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	1,000	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,000	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当	能登半島地震災害派遣（珠洲市）

承認第2号

令和5年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて

令和5年度江差町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和5年度一般会計補正予算に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

江差町長 照井 誉之介

令和5年度江差町一般会計補正予算（第12号）

令和5年度江差町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ21,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,982,234千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	社会福祉 総務費	令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業(均等割のみ課税世帯分)	17,538	17,538					
民生費	社会福祉 総務費	令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業(こども加算分)	4,013	4,013					
計			21,551	21,551					

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		1,075,630	21,551	1,097,181
	2国庫補助金	690,370	21,551	711,921
歳入合計		6,960,683	21,551	6,982,234

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3民 生 費		1,713,671	21,551	1,735,222
	1社 会 福 祉 費	1,381,512	21,551	1,403,063
歳 出	合 計	6,960,683	21,551	6,982,234

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	1,075,630	21,551	1,097,181
歳入合計	6,960,683	21,551	6,982,234

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
民生費	1,713,671	21,551	1,735,222	21,551			
歳出合計	6,960,683	21,551	6,982,234	21,551	0	0	0

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	1,075,630	21,551	1,097,181
2 国庫補助金	690,370	21,551	711,921
2 民生費国庫補助金	165,435	21,551	186,986
歳入合計	6,960,683	21,551	6,982,234

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 社会福祉費補助金	21,551	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	1,713,671	21,551	1,735,222	21,551			
1 社会福祉費	1,381,512	21,551	1,403,063	21,551			
1 社会福祉総務費	271,729	21,551	293,280	21,551			
歳 出 合 計	6,960,683	21,551	6,982,234	21,551	0	0	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	60	消耗品費
11	役務費	85	通信運搬費 郵便料・送料 60 その他通信運搬費 3 口座振替手数料 22
12	委託料	906	システム改修委託
19	扶助費	20,500	低所得世帯価格高騰支援給付金（均等割世帯のみ課税世帯分） 17,000 低所得世帯価格高騰支援給付金（こども加算分） 3,500

議案第1号

江差町手数料条例の一部を改正する条例について

江差町手数料条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和6年2月5日

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の公布に伴い、江差町手数料条例を改正するもの。

江差町手数料条例の一部を改正する条例

江差町手数料条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

戸籍に関するもの

手数料を徴収する事務	単 位	金 額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700円</p>
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき</p>	<p>350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第2号

令和5年度江差町一般会計補正予算（第13号）について

令和5年度江差町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ224,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,206,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和5年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	江差町企業版ふるさと納税 地方創生基金積立	300				300		
総務費	企画費	江差町かもめ島交流拠点づ くり基金積立	5,000				5,000		
総務費	諸費	能登半島地震被災地義援 金	1,000					1,000	
衛生費	環境衛生 費	有害鳥獣駆除	0		110			▲ 110	
消防費	災害対策 費	能登半島地震災害派遣(珠 洲市)	2,183				1,260	923	
教育費	学校管理 費	町立小学校エアコン設置工 事	147,017			147,000		17	
教育費	学校管理 費	町立中学校エアコン設置工 事	66,997			66,900		97	
教育費	図書館費	図書館資料整備	100				100		
教育費	体育施設 費	運動公園テニスコート中央 フェンス補修工事	2,101				2,100	1	
計			224,698		110	213,900	8,760	1,928	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,678,835	1,928	2,680,763
	1地方交付税	2,678,835	1,928	2,680,763
14道支出金		295,134	110	295,244
	2道補助金	51,939	110	52,049
16寄附金		212,101	5,400	217,501
	1寄附金	212,101	5,400	217,501
17繰入金		634,766	2,100	636,866
	1基金繰入金	632,800	2,100	634,900
19諸収入		95,076	1,260	96,336
	6雑収入	31,820	1,260	33,080
20町債		679,300	213,900	893,200
	1町債	679,300	213,900	893,200
歳入合計		6,982,234	224,698	7,206,932

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,804,797	6,300	1,811,097
	1総務管理費	1,747,402	6,300	1,753,702
9消費費		263,456	2,183	265,639
	1消費費	263,456	2,183	265,639
10教育費		582,221	216,215	798,436
	2小学校費	147,173	147,017	294,190
	3中学校費	64,815	66,997	131,812
	4社会教育費	85,960	100	86,060
	5保健体育費	106,753	2,101	108,854
歳出合計		6,982,234	224,698	7,206,932

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	町立小学校エアコン設置工事	147,017
教育費	中学校費	町立中学校エアコン設置工事	66,997

第3表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町立小学校エアコン設置工事	147,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
町立中学校エアコン設置工事	66,900	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,678,835	1,928	2,680,763
14 道支出金	295,134	110	295,244
16 寄附金	212,101	5,400	217,501
17 繰入金	634,766	2,100	636,866
19 諸収入	95,076	1,260	96,336
20 町債	679,300	213,900	893,200
歳入合計	6,982,234	224,698	7,206,932

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,804,797	6,300	1,811,097			5,300	1,000
4衛生費	586,766	0	586,766	110			110
9消防費	263,456	2,183	265,639			1,260	923
10教育費	582,221	216,215	798,436		213,900	2,200	115
歳出合計	6,982,234	224,698	7,206,932	110	213,900	8,760	1,928

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,678,835	1,928	2,680,763
1 地方交付税	2,678,835	1,928	2,680,763
1 地方交付税	2,678,835	1,928	2,680,763
14 道支出金	295,134	110	295,244
2 道補助金	51,939	110	52,049
3 農林水産業費道費補助金	29,258	110	29,368
16 寄附金	212,101	5,400	217,501
1 寄附金	212,101	5,400	217,501
1 寄附金	212,101	5,400	217,501
17 繰入金	634,766	2,100	636,866
1 基金繰入金	632,800	2,100	634,900
4 ふるさと応援基金繰入金	171,700	2,100	173,800
19 諸収入	95,076	1,260	96,336
6 雑入	31,820	1,260	33,080
1 雑入	31,820	1,260	33,080
20 町債	679,300	213,900	893,200
1 町債	679,300	213,900	893,200
6 教育債	9,800	213,900	223,700
歳入合計	6,982,234	224,698	7,206,932

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	1,928	普通交付税
2	林業費補助金	110	春期管理捕獲支援事業補助
1	寄附金	5,400	指定寄附金（北の江の島構想） 5,000 指定寄附金（図書館） 100 企業版ふるさと納税 300
1	ふるさと応援基金繰入金	2,100	ふるさと応援基金繰入金 運動公園テニスコート中央フェンス補修工事
2	雑入	1,260	災害派遣自治体負担金（檜山町村会）
3	小学校施設整備事業債	147,000	町立小学校エアコン設置工事
4	中学校施設整備事業債	66,900	町立中学校エアコン設置工事

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 総務費	1,804,797	6,300	1,811,097			5,300	1,000
1 総務管理費	1,747,402	6,300	1,753,702			5,300	1,000
6 企画費	867,548	5,300	872,848			5,300	
10 諸費	31,224	1,000	32,224				1,000
4 衛生費	586,766	0	586,766	110			110
1 保健衛生費	586,766	0	586,766	110			110
3 環境衛生費	38,409	0	38,409	110			110
9 消防費	263,456	2,183	265,639			1,260	923
1 消防費	263,456	2,183	265,639			1,260	923
4 災害対策費	12,343	2,183	14,526			1,260	923
10 教育費	582,221	216,215	798,436		213,900	2,200	115
2 小学校費	147,173	147,017	294,190		147,000		17
1 学校管理費	115,697	147,017	262,714		147,000		17
3 中学校費	64,815	66,997	131,812		66,900		97
1 学校管理費	44,769	66,997	111,766		66,900		97
4 社会教育費	85,960	100	86,060			100	
2 図書館費	6,189	100	6,289			100	
5 保健体育費	106,753	2,101	108,854			2,100	1
2 体育施設費	34,755	2,101	36,856			2,100	1
歳出合計	6,982,234	224,698	7,206,932	110	213,900	8,760	1,928

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	5,300	江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立 300 江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立 5,000
25	寄付金	1,000	石川県義援金
			財源更正
8	旅費	714	職員旅費
10	需用費	604	消耗品費 123 燃料費 80 食糧費 401
11	役務費	200	通信運搬費 郵便料・送料 100 手数料 ごみ処理 100
13	使用料及び賃借料	40	高速道路利用料外
17	備品購入費	625	毛布・寝袋
14	工事請負費	147,017	小学校エアコン設置工事
14	工事請負費	66,997	中学校エアコン設置工事
17	備品購入費	100	図書資料整備
14	工事請負費	2,101	運動公園テニスコート中央フェンス補修工事

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
(8) 教 育 債	629,289	568,183	223,700	35,635	756,248	
合計	補正前の額	5,563,720	5,091,758	679,300	521,597	5,249,461
	補正額			213,900		213,900
	補正後の額	5,563,720	5,091,758	893,200	521,597	5,463,361

議案第3号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和5年度 町道陣屋楸川線第3楸川橋架換工事（上部工） |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字楸川町地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 167,750,000円 |
| 5 契約の相手方 | 前田組・宏栄建設経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字豊川町168番地1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲 男 |

令和6年2月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。